

三重県海岸漂着物対策推進計画

三重県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年7月15日法律第82号）」第14条に基づき、「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定しました。

三重県の取組

●回収・処理に係る重点区域の設定

海岸漂着物の量が比較的多く、重点的に回収・処理の対策を講ずることが必要と考えられる区域として、伊勢湾内の区域及び志摩市沿岸部（木曾岬町～志摩市）を「重点区域」に選定しました。そして、重点区域のうち特に対策が必要な地域について、鳥羽市～志摩市大王崎及びその区域の離島を「最重点区域」として区別しました。

重点区域及び最重点区域では、民間団体との連携・協創による清掃活動の拡大・活性化や、国の財政措置等による回収・処理を優先的に行うことなどを主な対策として推進します。

●発生抑制対策の実施

海岸漂着物は県内の全域を起源として発生していることから、発生抑制に係る重点区域を県内全域とし、ごみの投棄防止や適正処理、海岸漂着ごみ対策の周知・啓発を実施します。

●関係機関との連携

海岸漂着物の回収は、海岸管理者による清掃だけでは限界があることから、地域住民、民間団体等、さまざまな主体の参画を推進します。また、県内の海岸に漂着するごみの中には、県外で発生したものも含まれていることから、伊勢湾流域圏の愛知県、岐阜県、名古屋市と海岸漂着物対策検討会を組織し、問題の解決に向けて、広域的な取組を実施することとしています。

